

月次総会議事録

令和7年（第10回）加古川市農業委員会月次総会
令和7年10月24日（金）

加古川市役所新館9階 192会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

4 道清 真有子

事務局

局長	福井 大介	次長 中村 浩孝
農政企画担当副課長	池田 健司	主事 高橋 周

現地調査（東地区）

10月20日（月） 午前10時30分から

馬田会長、前田農地委員長、久保田委員、東田委員 事務局2名

現地調査（西地区）

10月20日（月） 午後1時10分から

馬田会長、前田農地委員長、堀江委員、柳委員 事務局2名

馬田 禔紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1 時 3 0 分

議長 ただ今より、令和 7 年第 1 0 回の月次総会を開催いたします。
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 1 8 名
委員現在数 1 7 名
本日の出席委員数 1 5 名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、5 番 東田 富能 委員、7 番 橋本 末広 委員、両名よろしく願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第 7 2 号を議題といたします。
議案第 7 2 号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。この議案は、農地法第 1 8 条第 1 項の規定による農地等の賃貸借の解除について、県知事の許可を受けようと申請されたもので、農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第 7 2 号 農地法第 1 8 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 尾上町養田 〇〇〇〇 外 1 筆、計 〇〇〇 平米。貸人 〇〇〇 さん、借人 〇〇〇 さん。権利の種類 残存小作。

なお、この案件につきましては、第 6 回、第 7 回、第 8 回及び第 9 回月次総会においてご審議いただいています。その際、借り人側から農事調停が裁判所へ提出されており、現在農事調停の場において話し合いが行われています。今後合意される可能性もある中で、農業委員会が許可・不許可の判断をすることは難しいのではないかというご説明を申し上げ、農業委員会の意見

を決めることなく今月の総会に再度上程させていただいております。

その後、農事調停が開始され、8月1日に第1回目が、9月24日に第2回目が行われました。その際に、適正な離作料を支払うことで合意解約を目指す方向が提案され、今後調停が続くことから、今月についても、農業委員会が許可・不許可の判断をすることは難しいとい考えています。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第72号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 さきほど事務局から説明のあったとおり、農事調停の場で話し合いが行われている中で、農業委員会の意見をまとめるのは難しいため、本件については引きつづき採決を行わず、保留としたいと思いますが、異議ございませんか。

異議なし

議長 では、議案第72号については保留といたします。

議長 次に、議案第109号を議題といたします。
議案第109号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書2ページ、審議参考資料1ページをご覧ください。

この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第109号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 平荘町山角■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

2 平荘町磐■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

3 東神吉町天下原■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

4 東神吉町天下原■■■■ 外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

議案書3ページをご覧ください。

5 西神吉町鼎■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

んへ。新設農家。

6 志方町高畑 []、[] 平米。[]さんから、[]さんへ。

7 志方町廣尾 [] 外2筆、計 [] 平米。[]さんから、[]さんへ。

8 志方町細工所 [] 外1筆、計 [] 平米。[]さんから、[]さんへ。

議案書4ページをご覧ください。

9 志方町西中 []、[] 平米。[]さんから、[]さんへ。

10 志方町原 []、[] 平米。[]さんから、[]さんへ。新設農家

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

また、新設農家3件について、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果、問題ないとの判断があったため、新設農家の聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

なお、5番の案件については、譲受人は現在アメリカ在住で、来年2月頃に申請地の隣の住宅に転入予定となっています。そのため、加古川市へ転入することの条件を付して許可することが適当と考えています。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第109号について、ご意見を承ります。

前田委員 議席番号8番 前田です。さきほど説明のあった5番の案件について、家の隣の土地を購入されるとのことですが、1反以上の面積を耕作できる環境は整っているのでしょうか。

事務局 譲渡人の経営面積が1,135平米でそのうちの1筆439平米が取引対象となっております。営農計画を事務局並びに地元委員が確認したところ、作付けはできると判断しております。以上です。

議長 ほかにご意見はございますか。

岡本委員 議席番号11番 岡本です。さきほどの5番の案件について、譲受人は来年2月に日本に帰ってくるのか。

事務局 現在はアメリカ在住で、来年2月頃に本件農地の隣の住宅に住む予定と聞いております。

岡本委員 日本に帰ってきてからの手続きではいけないのか。

事務局 本件農地と隣の宅地を確実に所有してから転入の手続きに入りたいと聞いております。そのために加古川市に転入することの条件を付して許可してはどうかと考えております。

議長 ほかにご意見はございますか。

異議なし

議長 ほかにご意見がないようですので、議案第109号のうち、5番の案件については加古川市へ転入することの条件を付して許可することとし、5番以外の案件については条件を付さず許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第109号のうち、5番の案件については加古川市へ転入することの条件を付して許可することとし、5番以外の案件については条件を付さず許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第110号を議題といたします。

議案第110号の18件については、9月11日から10月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第111号を議題といたします。

議案第111号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書11ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第111号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町石守■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。住宅用地。建築許可申請併願。集落地区計画区域。

2 東神吉町天下原■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。露天駐車場用地及び貸露天駐車場用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年10月20日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第111号の1番。申請の土地の位置は石守の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が田、南が宅地、北が分筆田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年10月20日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、堀江委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第111号の2番。申請の土地の位置は天下原の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が分筆田、西が宅地、南が道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第111号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第111号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第111号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第112号を議題といたします。

議案第112号の6件については、9月11日から10月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第113号を議題といたします。

議案第113号の12件については、9月11日から10月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第114号を議題といたします。

議案第114号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書17ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第114号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町美乃利■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さん、昭和50年以前より。

2 神野町西之山■■■■■、外5筆、計■■■■■平米。■■■■■さん、平成6年4月頃より。

3 上荘町小野■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さん、昭和60年頃より。

議案書18ページをご覧ください。

4 東神吉町天下原■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さん、昭和61年

頃より。

5 志方町高畑■■■■、■■■■平米。■■■■さん 外2名、平成15年12月頃より。

6 志方町永室■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成8年頃より。

この案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5～6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番及び2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年10月20日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、久保田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第114号の1番。申請の土地の位置は美乃利の南。現況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、庄司委員でした。

次に、議案第114号の2番。申請の土地の位置は西之山の南。現況は■■■■と■■■■は雑種地、それ以外の4筆は山林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番から6番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年10月20日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、柳委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第114号の3番。申請の土地の位置は小野の北。現況は農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、井相田委員、柿本委員、前川推進委員でした。

次に、議案第114号の4番。申請の土地の位置は天下原の中。現況は宅地の一部となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第114号の5番。申請の土地の位置は高畑の中。現況は宅地の一部となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、丸山委員でした。

次に、議案第114号の6番。申請の土地の位置は永室の西。現況は資材置き場となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第114号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第114号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第114号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第115号を議題といたします。
議案第115号の5件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第116号を議題といたします。
議案第116号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書21ページをご覧ください。
この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、市街化区域外の農地については、生涯、それぞれ自ら耕作するとして、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第116号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 別府町新野辺北町五丁目■■■■ 外7筆、計■■■■平米。相続人■■■■さん、被相続人■■■■さん。

2 別府町新野辺北町七丁目■■■■、■■■■平米。相続人■■■■さん、被相続人■■■■さん。なお、この案件については、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により、相続人自ら農地を所有し、耕作するとの報告をいただいております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第116号について、ご

意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第116号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第116号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第117号を議題といたします。
議案第117号について、事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案書22ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、平荘町山角、西神吉町宮前、志方町広尾西の計3地区において、合計11筆、9,838平米をひょうご農林機構が借り受け、それぞれ担い手へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、西神吉町宮前地区は令和8年2月1日から、その他の地区は公告日からで、すべて令和17年12月31日までとなっています。

権利の設定を受ける借受者について、認定農業者など、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられています。また、1筆を除き期間満了に伴う再設定となっています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第117号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第117号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第117号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第118号を議題といたします。
議案第118号について、事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案書23ページから24ページをご覧ください。この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第6項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもので、担い手に位置づけられた農業者の集積面積も変わらず、計画全体への影響は限定的なものです。

また、当該地区の農業団体長の同意を得ており、地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条第2項の規定により、9月25日付で会長専決により市長へその旨を回答したことを報告いたします。

以上です。

議長 議案第118号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時7分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和7年10月24日

署名委員（5 番）

署名委員（7 番）